

指定管理者の選定について

1 指定管理者の選定方法（流れ）

- ① 三田市心道会館の指定候補者を公募
（応募資格：法人その他の団体又は複数の法人等で構成される共同事業体。個人は不可）
- ② 指定候補者選定委員会により「指定候補者」を選定
- ③ 議会の議決（12月予定）により正式に指定管理者として決定

※次期指定期間：令和9年度から令和13年度の5年間

2 スケジュール

<募集関係>

	三田市市民生活部指定候補者選定
募集要項配布期間	8月3日（月）～9月14日（月）
現地案内・説明会	8月18日（火） ＊指定候補希望者向け
質疑受付期間	8月18日（火）～8月24日（月）
質疑に対する回答	8月31日（月） 13時から市ホームページで
応募申請受付期間	9月1日（火）～9月14日（月） 16時30分まで

3 指定管理料について

(1) 「三田市心道会館」

① 今期指定管理者と指定管理料(税込)

	指定期間	指定管理者	指定管理料（円）	
			単年度	合計
R4年度	5 年 間	株式会社清光社	4,632,000	22,509,476
R5年度			4,632,000	
R6年度			4,632,000	
R7年度			4,632,000	
R8年度			3,981,476	

※令和8年4月1日～ 利用料金改定【資料9】

② 次期指定管理期間と指定管理料(税込)上限額

	指定期間	指定管理者	債務負担行為額（円）	
			単年度	合計
R9年度	5 年 間	※今回公募	4,664,000	23,320,000
R10年度			4,664,000	
R11年度			4,664,000	
R12年度			4,664,000	
R13年度			4,664,000	

<その後>

- ・10月上旬 第2回選定委員会（書類審査）・第3回選定委員会（プレゼン・ヒアリング審査、採点等）⇒指定候補者の決定
- ・12月下旬 議会による指定議決
- ・1～3月 引き継ぎ等（指定管理者変更の場合）
- ・4月1日～ 次期指定管理開始